

“匿名基金 A” 第 2 期助成 応募要項
～ “光の当たらない”子どもたちを守る～

1 目的

“匿名基金 A”は、コロナ禍の 2020 年に、一人の若者が、“光の当たらない被害者”として取り残されている子どもたちを救いたいという思いから創設したオリジナル基金です。

本基金は、社会的に最も弱い立場にある子どもたちを守る活動に取り組む非営利団体を対象に資金助成を行い、社会的弱者である子どもたちの生命と暮らしと未来を守ることを目的としています。

本基金の第 2 期助成においては、生命に関わる障害を持ち医療的なケアを常時必要とする、「医療的ケア児」等に着目します。特に、「医療的ケア児」等を支えるために活動する、家族を中心とした当事者による「中間支援組織」（注）に対する支援を行います。

「医療的ケア児」支援の領域における「中間支援組織」が成長し、各地域の多様な組織との連携を図りながら、「医療的ケア児」等を支えるセーフティネットの形成を実現することを通じ、子どもたちの生命と暮らしと未来を守る社会の形成を目指します。

（注）中間支援組織とは、各地域あるいは各分野ごとの個別の活動団体を支援、強化することを目的に、活動団体が連携・協力して組織された団体です。個別の活動団体同士の連絡・連携・指導・連携強化・ネットワーク形成、さらに研修、集会の開催、最終受益者や活動に関連する政策提言などを行う連合組織（アンブレラ団体）を指します。

2 支援の内容

当基金は、生命に関わる障害を持ち医療的ケアを常時必要とする、「医療的ケア児」に対する支援を目的とした、家族を中心とした当事者による「中間支援組織」を対象に、「中間支援組織」の組織基盤強化や、「中間支援組織」による多様な組織との連携・ネットワーク形成や政策提言などの活動に必要な資金を支援します。

○支援内容及び採択件数

（1）資金的支援

1 団体 1 年あたり 200 万円まで、原則として 3 年間の継続助成（ただし毎年審査は行います）

総額 600 万円 採択予定団体 1 団体（予定）

※助成期間は原則 3 年間としますが、毎年、報告書及び次年度計画書をもとに継続助成の審査を行い、次年度継続の判定を行います。

※審査委員会の判断等により助成金額は変動することがあります。

※特に資金の用途は定めません。

（2）非資金的支援（伴走支援）

支援対象となった団体のニーズに応じて、協議しながら、パブリックリソース財団より、所要の伴走支援（アドバイスやメンタリング）を行います。

3 支援対象

（1）対象となる団体

- 「医療的ケア児」を支えるために活動する、家族を中心とした当事者による広域で非営利の「中間支援組織」（活動対象エリアは広い方が望ましい）

※法人格は問いません。任意団体であっても、非営利の組織であり、定款（組織規約、運営規約等）、事業報告書、決算報告書を作成して、提出できる場合は支援対象となります。

（２）対象となる事業・活動

医療的ケア児等を支えるために活動する「中間支援組織」が、組織や活動を強化する組織基盤強化や、各地域及び他の組織との連携を図ることを目的とした事業・活動であり、最終受益者である医療的ケア児等の生命を守り人生を輝かせることに資する事業・活動

○支援対象事業の例

- 中間支援組織の活動と組織強化
- 情報ネットワーク基盤の強化
- ファンドレイジング活動の強化
- 組織の法人化
- 全国各地で「親の会」「支援組織」の新規設立の促進
- 医療的ケア児等へのサービスの質の向上
- 研修の充実や情報交換の充実によりサービスの地域格差の解消
- 公的支援制度の改善
- 医療的ケア児支援法の改正に向けて政策や制度充実の提言
- オンラインプログラムを提供するための整備と実施（学習支援、オンライン相談、見守り等）

○助成金の使途

申請する事業活動に伴う事業費、人件費、機器購入費、通信費、事業遂行にあたってかかるその他の経費で特に定めません。

○支援対象事業・活動の期間

助成決定時から原則として3年度（3年後の3月まで）とします。毎年継続審査を行います。

※事業・活動は既に開始されていても結構です。助成金を使える対象経費も2023年度4月以降であればさかのぼることが可能です。

4 応募要件

次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- 「医療的ケア児」等を支えることを主たる目的とする、家族を中心とした当事者による広域で非営利の「中間支援組織」であること
- 活動対象エリアが一定程度広いもしくは一定以上の会員組織を有する団体であること

- NPO 法人（特定非営利活動法人）、非営利型一般社団法人、社会福祉法人、公益法人などの非営利組織であること。または、任意団体であっても定款（組織規約、運営規約等）、事業報告書、決算報告書を作成して、提出できること
- 国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社ではないこと
- 団体の所在地が日本国内であり、日本国内を活動の拠点としている。今回の申請事業も日本国内の活動であること
- 1年以上の通常事業実績があること
 - 事業活動開始が2022（令和4年）年5月以前である
- 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）に該当せず、関わっていないこと
- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていないこと
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しないこと
 - ※活動の目的や趣旨が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体も対象外となります
- 過去3年間の間に、団体の役員が禁固以上の判決を受けていないこと
- 助成対象となった場合、団体名や活動内容を公表されることを了承すること
- 助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などお願いした際に、文章・写真・動画で提出すること
- 助成開始後に、インタビューや写真・動画の提供をお願いした際に、これに協力すること
- 後日、助成金の活用状況や活動の状況について報告を提出すること
- 後日、パブリックリソース財団職員や本基金関係者が活動現場の訪問をお願いした際に、これに協力すること

5 審査方法

(1) 審査方法

第三者の専門家による公平・中立な審査委員会を設置し、書面による審査を行います。

※必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

(2) 審査結果の通知・公表

- ・審査の結果（採択・不採択）の通知は、メールにて通知します。
- ・また、採択された団体名は、パブリックリソース財団等のWEBサイトで公表します。
- ・なお、採否の理由などに関するお問い合わせには一切応じかねます。

6 審査基準

今回は主に事業・活動計画に関して重点的に審査します。

- 団体の信頼性（応募要件をクリアしていること等）
 - 適切な組織運営がなされているか

- これまでの事業・活動の実績
- 助成目的に合致（内容の適格性、独自性等）
 - 受益者のニーズを的確に捉え、そのニーズに応える事業内容であるか
 - 受益者に確実に支援が届く事業内容になっているか
- 計画の妥当性・実現可能性（助成金の使途の適格性等）
- 重要性（事態の深刻度・事業実施による効果の度合い）と緊急性（緊急に取り組む必要性）

7 応募手続き

○応募期間

2023年6月21日（水）～2023年7月18日（火）17:00まで

※お問合せは、7月18日（火）12:00まで受け付けます。

○応募方法

・下記の“匿名基金 A”応募申請フォームから応募内容の登録をしてください。

※郵送やメールでの応募は受付対象外となります。必ず応募フォームからご応募ください。

・応募書類となる「応募用紙」「事業収支内訳」のテンプレートは応募案内メールに添付されています。また、特設サイトからもダウンロード可能です。

応募申請フォームはこちら⇒ <https://forms.gle/guxSuvj2VhBtckKr7>

○提出書類

支援対象団体の確認および審査情報として以下の情報を提出してください。

（注）「写し」とは、PDF もしくは JPEG 画像ファイルです。

○ PDF もしくは画像データの作り方：

- ① コンビニなどのコピー機でも制作・保存できます（USB メモリーご自身でご用意していただく必要があります）。
 - ② スマホのスキャンアプリ、または写真アプリを使って作成したもので問題ありません。
- 但し、いずれの場合も鮮明なものに限ります。

1 応募用紙

特設ウェブサイトからダウンロードし、必要項目を記載してください。

2 代表者の本人の顔写真入りの公的身分証明書の写し（PDF または画像データ）

公的身分証明書とは、以下の書類となります。顔写真入りの公的身分証明書はいずれか 1 点で結構です。

- (1) 運転免許証（必ず両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- (2) マイナンバーカード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（必ず両面）

※顔写真入りの公的身分証明書がない場合には、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 2 点の写しでも可

※パスポートの場合は、写真付きの面の写しに加えて、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書 1 点の写しでも可

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものに限ります。

3 決算関係書類

- (1) 直前の事業年度（原則 2022 年度）の 決算書の写し（PDF または画像データ）
- (2) 直前の事業年度（原則 2022 年度）の 事業報告書の写し（PDF または画像データ）

4 定款等の写し（PDF または画像データ）

※法人形態や任意団体の場合で、定款がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を掲載してください。

5 助成対象事業収支内訳テンプレート

特設ウェブサイトからダウンロードし、必要項目を記載してください。

○応募に関する問い合わせ先

・応募に関してのお問い合わせは、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

※お問合せは、7 月 18 日（火）12:00 まで受け付けます。

お問い合わせはこちら⇒ tokumei-a@public.or.jp

※個人情報の取り扱いについてはパブリックリソース財団の個人情報保護方針をご覧ください。

<http://www.public.or.jp/PRF/privacy/>

8 スケジュール

【公 募】 2023 年 6 月 21 日（水）～2023 年 7 月 18 日（火）17:00 まで

【審 査】 2023 年 7 月 19 日（水）～8 月 25 日（金）

【審査結果通知開始】 2023 年 8 月 31 日（木）以降（予定）

【助成金振込み開始】 2023 年 9 月 13 日（水）以降（予定）

【第 1 年度事業終了時期】 2024 年 3 月 31 日（日）

【第 1 年度事業報告書提出時期】 2024 年 4 月 30 日（月）（予定）

【第 2 年度継続申請提出時期】 2024 年 4 月 30 日（月）（予定）

※上記スケジュールに変更が生じる場合があります。

※助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章・写真・動画で提出いただきます。

※助成対象事業・活動の終了後 1 か月以内に報告書を提出いただきます。

※第 2 年度の事業報告書提出時期や第 3 年度継続申請提出もほぼ同様の時期を予定しています。

9 手続き等

- 助成決定後、応募者とパブリックリソース財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成をします。
- 助成金は、上記の助成手続き完了後に振り込みます。
- 助成対象となった場合、団体名や活動内容をパブリックリソース財団の Web サイト等にて公開します。
- 助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章・写真・動画で提出いただきます。

- 助成開始後、当基金事務局より、インタビューや写真・動画の提供をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- 助成対象事業・活動の終了後 1 か月以内に助成金の活用状況や活動の状況について報告書を提出いただきます。

以上